

宮崎市上下水道局広告事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宮崎市上下水道局（以下「局」という。）の所有する有形、無形の財産（以下「局有財産」という。）を広告媒体として活用し、広告を掲載することにより、新たな財源を確保し、もって市民サービスの維持及び向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 以下に規定する局有財産のうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 局のホームページ
 - イ 局が発行する封筒などの印刷物
 - ウ 局が発行する広報紙
 - エ その他広告掲載が可能と認められるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に広告を掲載又は掲出することをいう。
- (3) 広告主 広告掲載を行う者で、第12条第1項の承諾を得たものをいう。

(基本的な考え方)

第3条 局の広告事業において掲載する広告は、社会的信用度が高く、公序良俗や市民福祉の理念に沿うもの、市民に不利益を与えないものとする。併せて、広告の表現は、それに相応しい信用性と信頼性を持てるものとする。

2 屋外広告物の内容及びデザインについては、当該広告物を掲出する地域の特性に配慮するとともに、地域の景観を著しく阻害するものであってはならない。なお、屋外広告物を設置する場合には、設置する地域のルールや慣習により形成されてきた景観や文化に配慮し、地域の景観に貢献するようなものであることが望ましい。

(広告掲載の基本原則)

第4条 広告事業を実施する場合は、法令の遵守、消費者の保護、青少年の健全育成、商取引の安全性の確保、地域社会及び地域経済の健全な発展等を図るため、次の各号に留意するものとする。

- (1) 公正で真実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 関係法規及び社会秩序を遵守するものであること。
- (6) 掲載された広告についての一切の責任は広告主にあり、局は責任を負わないこと。

(規制業種又は事業者)

第5条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業と規定されている業種又は事業者
- (2) 風俗関連類似の業種又は事業者
- (3) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業のうち、専ら消費者金融業及び事業者金融業を営む事業者
- (4) たばこに関する業種又は事業者
- (5) ギャンブル（宝くじを除く。）に関する業種又は事業者
- (6) 商品先物取引に関する業種又は事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為に関する業種又は事業者
- (8) 興信所、探偵事務所
- (9) 民事再生法及び会社更生法による更生・更生手続き中の事業者
- (10) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者
- (11) 市税を滞納している事業者
- (12) 宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する事業者
- (13) 水道料金及び公共下水道使用料を滞納している事業者
- (14) 上下水道事業との関連が密接であり、局が推奨していると誤解を招くおそれのある業種又は事業所。ただし、局が推奨しているものではない旨を明記できる等の事由により局が推奨していると誤解を招くおそれのない場合を除く。

(掲載を承諾しない広告)

第6条 次の各号に定めるものは、広告に掲載しない。

- (1) 第3条の趣旨に鑑みて適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 法令及び本市の条例・規則等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスの提供するもの
 - ウ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - エ 選挙、政党・政治団体等、政治活動に関連するもの
 - オ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - カ 社会問題についての主義主張や係争中の声明広告
 - キ 国内世論が大きく分かれているもの
 - ク 個人、団体等の意見広告及び名刺広告
 - ケ 広告媒体の紙面、画面構成、主要使用目的等を著しく損なうおそれがあると認められるもの
 - コ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - サ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの

- シ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 誇大な表現（誇大広告）、根拠のない表示及び誤解を招くような表現
例：「世界一」「一番安い」等（根拠となる資料を要する）
 - イ 射幸心を著しくあおる表現
例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
 - ウ 人材募集広告については、労働基準法等関係法令を遵守していないもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - カ 責任の所在が明確でないもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着姿及び裸体等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を判断するものとする。
 - イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現のもの
 - ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現のもの
 - エ ギャンブルを肯定するもの
 - オ 青少年の健康、精神、教育に有害なもの
- (4) 局の上下水道事業経営上適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 競合するもの又はそのおそれのあるもの
 - イ その他適切でないもの

（屋外広告物に関する景観上の規制基準）

第7条 屋外広告物の内容、デザイン等が次の各号のいずれかに該当し、地域の景観を損なうおそれがあるものは掲載しない。

- (1) 会社名、商品名を著しく繰り返すもの
- (2) 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの
- (3) 景観を損ねるような、著しくどぎついもの及びくどいもの
- (4) 景観と著しく違和感があるもの
- (5) 意味なく、身体の一部を強調するようなもの
- (6) 著しくデザイン性の劣るもの
- (7) 意味が不明なもの等、公衆に不快感を起こさせるもの
- (8) 地域のルール及び慣習によって形成されてきた景観や文化にそぐわないもの
- (9) 景観計画、まちづくり協定等において景観形成の目標が定められている場合、その目標に沿った貢献が認められないもの

(屋外広告物に関する交通安全上の規制基準)

第8条 屋外広告の内容及びデザインが次の各号のいずれかに該当し、交通事故を誘発する等、交通の安全を阻害するおそれのある広告は掲載しない。

- (1) 自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるもの
 - ア 過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの
 - イ 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
 - ウ 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの
- (2) 自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるもの
 - ア 過度に読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの
 - イ ノード、水着姿を表示し、著しく注意を引くもの
 - ウ デザインがわかりづらい等、判断を迷わせるもの
 - エ 絵柄や文字が過密及び過小等により視認性が悪いもの

(広告の掲載順位)

第9条 広告の掲載順位は、別表1に定めるとおりとする。ただし、競争入札、企画提案方式等を採用する場合は、この限りでない。

(広告内容、表示等の基準)

第10条 広告の表示内容等については、掲載の都度、別表2の各項目について検討し判断することとする。

(広告の規格等)

第11条 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに別に定める。

- 2 この要綱に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて、当該広告掲載に係る広告の内容や、そのデザイン、形状、材質等(以下「仕様」という。)について個別の基準が必要な場合は、別に基準を定めることができる。

(広告掲載の承諾等)

第12条 広告掲載を行おうとする者は、広告内容やその仕様について、あらかじめ宮崎市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)の承諾を得なければならない。

- 2 前項の承諾を受けようとする者は、あらかじめ管理者の承認を得て、当該承諾に係る必要な手続き等について、広告代理業を営む者、広告看板等の制作者及びこれらに類する者(以下「広告取扱業者」という。)に代行させることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、広報紙に広告を掲載しようとする者は、広報紙の広告枠について局と売買契約を締結している広告代理業を営む者を通じて、第1項の承諾を受けるものとする。
- 4 管理者は、承諾を行うに際し、広告内容やその仕様の変更を指示し、又は必要な条件

を付すことができる。

- 5 広告主及び広告取扱業者は、承諾を得た広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(宮崎市上下水道局広告事業審査会の設置)

第 13 条 広告主の選定のほか、広告内容やその仕様、その他広告事業の実施に関し必要な事項を審査するため、宮崎市上下水道局広告事業審査会を設置する。

- 2 前項の宮崎市上下水道局広告事業審査会の設置に必要な事項は、別に定める。

(広告主及び広告取扱業者の責務)

第 14 条 広告主及び広告取扱業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
- (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害する又は不利益を与えるものではないこと。
- (3) 広告に関する財産権について、その権利処理が完了し、不適正な処理が行われていないこと。
- (4) 広告の内容等が承諾に基づく指示、条件に適合したものであること。

- 2 広告主及び広告取扱業者は、前項各号に掲げる事項に関し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

(広告掲載に係る契約の解除)

第 15 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載に係る契約を解除することができる。

- (1) 広告主及び広告取扱業者が第 12 条第 4 項の規定による指示又は条件に従わないとき。
- (2) 承諾を行った後の事情変更等により、広告の内容等が第 6 条から第 8 条までの規定に抵触したとき。
- (3) その他管理者が特に必要があると認めるとき。

(広告物の撤去等)

第 16 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約又は第 12 条第 4 項の規定による指示又は条件で定めるところにより、自ら広告物の撤去、削除又は塗りつぶし等を行うことができる。

- (1) 広告主及び広告取扱業者が広告掲載の期間満了後においても広告物を撤去せず、又は削除しないとき。
- (2) 前条の規定により、広告掲載に係る契約の解除をなされた広告主及び広告取扱業者が広告物を撤去せず、又は削除しないとき。ただし、広告物が印刷物のときは、契約の解除をなされたとき。

(3) 広告主が、宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成6年宮崎市公示第198号）第3条の規定に基づく指名停止を受けたとき、又は競争入札の参加資格及び指名基準等に関する要綱（昭和56年宮崎市公示第90号）第7条に基づく入札参加資格の取消しを受けたとき。

(4) 広告主が倒産、解散等により消滅したとき。

2 前項の広告物の撤去、削除又は塗りつぶし等に要する費用は、広告主及び広告取扱業者の負担とする。ただし、前項第4号の事由による場合は、この限りでない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年3月14日から施行する。

2 宮崎市上下水道局だより「せせらぎ」等への広告掲載基準（平成18年6月8日制定）は、廃止する。

別表1 (第9条関係 広告の掲載順位)

順位	広告主の種類	広告の内容	備考
1	国、政府関係機関、地方公共団体その他これらに類するもの	業務全般（利用者サービスを目的としたもの）	
2	公社、公団、公庫、日本放送協会など	業務全般（利用者サービスを目的としたもの）	
3	私企業のうち公共性の高い企業で次に掲げる事業を営むもの （1） 旅客運輸、電気、ガス供給、新聞、放送又は通信に係る事業を営むもの （2） 市内に本店若しくは支店を有する銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫又は農業協同組合	市民生活に役立つもの	旅客運輸とは鉄道事業法、道路運送法又は航空法に基づく免許を受けて行うものに限る。
4	私企業のうち、市内で公共事業を請け負っているもの	市内で行う工事を通じて、スポンサーのパブリシティを行うもの	ここでいう公共事業とは、土地収用法第3条に該当する事業をいう。
5	公益法人	業務全般（ただし営利宗教、政治・反社会的なものは除く）	ここでいう公益法人とは、社団法人、財団法人、学校法人（学校教育法第1条、第82条の2又は第83条に規定する学校で監督官庁の認可を受けたものをいう。）、社会福祉法人又は医療法人をいう。
6	市内の地域産業、商店街、市場、専門店の連合体	業務全般	
7	レクリエーション施設	利用案内など	不特定の市民が利用できる施設（ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に該当するものは除く。）
8	その他	業務全般	

別表2（第10条関係 個別の基準）

業種、商法、商品	表示内容等の制限
人材募集	<ol style="list-style-type: none"> 1 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは認めない。 2 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは認めない。
語学教室等	<p>安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。</p> <p>例：1か月で確実にマスターできる等</p>
学習塾・予備校等 (専門学校を含む)	<p>合格率など実績を載せる場合は、実績年も合わせて示し根拠を明確にする。</p>
外国大学の日本校	<p>下記の趣旨を明確に表示すること。</p> <p>「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」</p>
資格講座	<ol style="list-style-type: none"> 1 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。 <p>下記の主旨を明確に表現すること。</p> <p>「この資格は国家資格ではありません。」等</p> 2 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。 <p>下記の主旨を明確に表現すること。</p> <p>「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」等</p> 3 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは認めない。 4 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。
病院、診療所、助産所	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療法第6条の5又は第6条の7の規定により広告できる事項以外は一切広告できない。 2 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。 3 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。 4 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べることはできない。 5 薬事法等の法令やそれら法令に関連する広告の指針に抵触する内容は広告できない。 6 マークを用いることはできるが、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。赤十字のマークや名称は自

	<p>由に用いることができない。</p> <p>7 不明な点は、事業所所在地を所管する地方自治体の医務薬事担当課（宮崎市においては宮崎県及び宮崎市保健所各担当課）に確認すること。</p>
<p>施術所（あんまマッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）</p>	<p>1 あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条又は柔道整復師法第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。</p> <p>2 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。</p> <p>3 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック、クイックマッサージ等）の広告は掲載できないため、業務内容の確認は必ず行う。</p> <p>4 不明な点は、事業所所在地を所管する地方自治体の医務薬事担当課（宮崎市においては宮崎県及び宮崎市保健所各担当課）に確認すること。</p>
<p>薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）</p>	<p>広告を掲載する業者が、事業所所在地を所管する地方自治体の医務薬事担当課（宮崎市においては宮崎県及び宮崎市保健所各担当課）で広告内容についての了解を得ること。</p>
<p>いわゆる健康食品、保健機能食品、特別用途食品</p>	<p>広告を掲載する業者が、事業所所在地を所管する地方自治体の食品担当課（宮崎市においては宮崎県及び宮崎市保健所の各担当課）並びに公正取引委員会で広告内容についての了解を得ること。</p>
<p>介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等</p>	<p>1 サービス全般（老人保健施設を除く）</p> <p>（1） 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区分し、誤解を招く表現を用いないこと。</p> <p>（2） 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。</p> <p>（3） その他、サービスを利用するにあたって、有利であると誤解を招くような表示はできない。</p> <p>例：宮崎市受託事業者 等</p> <p>2 有料老人ホーム</p> <p>（1） 前項に規定するもののほか、厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示は全て表示すること。</p> <p>（2） 所管都道府県の指導に基づいた者であること。</p> <p>（3） 公正取引委員会が景品表示法第4条第1項第3号に基づき策</p>

	<p>定した「有料老人ホーム等に関する不当な表示」に規定した表示は掲載できない。</p> <p>3 有料老人ホーム等の紹介業</p> <p>(1) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地連絡先、担当者名等に限る。</p> <p>(2) その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。</p>
不動産事業	<p>1 不動産事業者の広告の場合は、法人名、所在地、連絡先、許可免許証番号等を明記する。</p> <p>2 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引形態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。</p> <p>3 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。</p> <p>4 契約を急がせる表示は掲載しない。 例：早い者勝ち、残り戸数あとわずか 等</p>
旅行業	<p>1 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。</p> <p>2 不当表示に注意する。 例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真 等</p>
通信販売業	返品等に関する規定が明確に表示されていること。
雑誌・週刊誌等	<p>1 適正な品位を保った広告であること。</p> <p>2 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。</p> <p>3 性犯罪を誘発・助長するような表現（文言・写真）がないものであること。</p> <p>4 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。</p> <p>5 タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度をもった配慮のある表現であること。</p> <p>6 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。</p> <p>7 未成年、心身喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。</p> <p>8 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。</p>
映画・興行等	<p>1 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。</p> <p>2 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。</p> <p>3 いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。</p>

	<p>4 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現は使用しない。</p> <p>5 ショッキングなデザインは使用しない。</p> <p>6 その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない</p> <p>7 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。</p>
占い・運勢判断	<p>1 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業内容等に限定する。</p> <p>2 占いや運勢判断に関する出版物は、その都度判断する。</p> <p>3 料金や販売について明示する。</p>
結婚相談所・交際紹介業	<p>1 結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証が必要）を明記する。</p> <p>2 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業内容等に限定する。</p>
労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織	<p>1 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業内容等に限定する。</p> <p>2 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。</p>
募金等	<p>1 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。 下記の主旨を明確に表示すること。 例：「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」等</p>
質屋・チケット等再販売業	<p>1 個々の相場、金額等は表示しない。 例：〇〇のバッグ〇〇〇円 航空券 東京～宮崎 〇〇〇円 等</p> <p>2 有利さを誤認させるような表示はしない。</p>
トランクルーム及び貸し収納業者	<p>1 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付）であることが必要。</p> <p>2 「貸し収納業者」は会社以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示すること。 例：「当社の〇〇は、倉庫業法に基づくトランクルームではありません」等</p>
ダイヤルサービス	ダイヤルQ2のほか、各種のダイヤルサービスは内容を確認の上判断する。
<p>その他、表示内容について注意すること。</p> <p>1 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。 例：「メーカー希望小売価格の30%引き」等</p> <p>2 比較広告の場合、主張する内容が客観的に実証されていること。 (根拠となる資料が必要)</p> <p>3 無料で参加・体験できるもの。一部負担がある場合には、その旨明示すること。 例：「昼食代は実費負担です」、「入会金が別途必要です」等</p> <p>4 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告</p>	

広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。

5 肖像権・著作権

無断使用がないか確認する。

6 宝石の販売

虚偽の表現に注意する。(公正取引委員会に確認する必要あり)

例：「メーカー希望価格50%引き」(宝石には通常、メーカー希望価格はない)等

7 個人輸入代行業者等の個人営業広告

8 アルコール飲料

(1) 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。

例：「お酒は20歳を過ぎてから」等

(2) 飲酒を誘発するような表現の禁止。

例：お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿 等

(3) 飲酒運転禁止の文言を表示すること。

例：「飲酒運転は法律で禁止されています。」等